

南部町内介護サービス事業所 施設長・管理者 様

南部町福祉介護課長

南部町介護保険事業者における事故発生時の報告について（通知）

介護保険事業者は、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準などにより、サービス事業ごとに「事故発生時の対応」が規定され、介護サービス提供中などに事故が発生した場合、市町村、利用者の家族及び居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、事故の状況や対応などについて記録し保険者に報告することが義務付けられています。

今般、「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会）」において、「市町村によって事故報告の基準が様々であることを踏まえ、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において報告様式を作成し周知する」とされたことを踏まえ、介護保険施設等における事故報告の様式が示され、「南部町介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領」を一部改正したので通知します。

事業者におかれましては、事故の発生防止と利用者の安全確保、事故等発生時の適切な対応、報告書の速やかな提出、事故の再発防止等に努めてくださるようお願いいたします。また、感染症等発生事案につきましては、保険者のほか、管轄保健所にも連絡することとされていますので、報告漏れや報告遅れのないようにしてください。

なお、本通知は、令和3年5月20日から適用することとし、平成30年5月1日付け南部健福第217号南部町長通知「介護保険事業者における事故等の報告について」は、令和3年5月19日をもって廃止します。

記

1 要領等

別紙「南部町介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領」のとおり

2 報告対象・報告手順等

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| (1) 報告すべき事故の範囲 | 「報告取扱要領」第3条のとおり |
| (2) 報告手順       | 「報告取扱要領」第4条のとおり |
| (3) 報告先        | 「報告取扱要領」第5条のとおり |
| (4) 利用者等への対応   | 「報告取扱要領」第6条のとおり |

担当：南部町 福祉介護課 介護保険班  
電話：0178-60-7101  
E-mail：kaigo@town.aomori-nanbu.lg.jp